

年管管発 0305 第 2 号
令和 6 年 3 月 5 日

近畿厚生局年金調整課長 殿

厚生労働省年金局事業管理課長
(公 印 省 略)

健康保険の事務の一部を行わせる地域の指定について

健康保険法施行令第六十一条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件（令和 5 年厚生労働省告示第 54 号）が本日告示され、健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号）第 61 条第 1 項に規定する厚生労働大臣が指定する地域として、下記の区域が令和 6 年 3 月 5 日をもって指定されましたので通知します。

記

兵庫県尼崎市